

乗用自動車の賃貸借 (令和 8 年 7 月から 36 か月)

仕 様 書

※本仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。
その際は、当機構ホームページ上にて仕様書の修正又は正誤表を公示いたしますので、必ず
ご確認下さい。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

1. 目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）理事長の送迎、役職員の経済産業省や機構事業所への移動等を主目的とした乗用自動車の賃貸借期間が終了するため、新たに乗用自動車の賃貸借を行う。本調達では、理事長の送迎中に職務遂行が可能な空間があり、役職員の経済産業省等の移動時にも、ある程度の人数が一度に乗車できる大きさの乗用車を想定している。

なお、乗用車の賃貸借については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和7年2月18日閣議決定）」（以下「政府実行計画」という。）において、すべての公用車を2030年度までに電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）に更新することが求められており、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）（以下「グリーン購入法」という。）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）においても、環境に配慮した自動車を求められていることから、温室効果ガスその他環境に配慮した乗用自動車を選定することとする。

2. 賃貸借物品の品名及び数量

普通乗用自動車 1台

フルメンテナンスリースとする。

3. 契約期間

令和8年7月（自動車検査証の登録年月日）から36か月

自動車検査証の登録を行い、令和8年7月13日までに納車すること。

4. 賃貸借物品の仕様

普通乗用自動車であり、次の要件を満たすこと。

- (1) 「政府実行計画」の電動車の基準を遵守すること。
- (2) グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における基準に適合すること。
- (3) 年式：新車（未登録車に限る）
- (4) 車体色：黒色
- (5) 内装シート：黒色
- (6) 乗車定員：7人以上（運転手を含む）
- (7) ドア：5ドア
- (8) ハンドル：パワーステアリング機能があり、右ハンドルであること。
- (9) 変速機：オートマチック・トランスミッション(AT車)等の自動変速式であること。
- (10) 形状：ミニバン

- (1 1) 駆動システム：ハイブリッド
- (1 2) 駆動方式：4 輪駆動
- (1 3) 車両寸法：全長 4,900mm 以上 5,000mm 以下
全幅 1,800mm 以上 1,900mm 以下
全高 1,900mm 以上 2,000mm 以下
- (1 4) 室内寸法：室内長 3,000mm 以上
室内幅 1,600mm 以上
室内高 1,300mm 以上
- (1 5) 最低地上高：150mm 以上
- (1 6) エンジン総排気量：2,000cc 以上 ～ 3,000cc 以下
- (1 7) 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平 11 年運輸省告示第 6 百号）
に規定する低排出ガス認定自動車であり、低排出ガス認定レベルが星 5 相当である
こと。
- (1 8) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (1 9) 空調：フルオートエアコン
- (2 0) 安全機能・安全装置：
 - ① 接近警告機能（車両周囲の車両等の接近時に警告を発する。）
 - ② 衝突回避機能（カメラとレーダーにより、前方の車両、歩行者や自転車運転者を検
出したときは、ブザー音とディスプレイ表示により衝突の可能性を知らせ、ブレー
キをアシストする。）
 - ③ EBD（電子制動力配分制御）付き ABS（アンチロック・ブレーキ・システム）
 - ④ エアバッグ（運転席、助手席、後部座席）
 - ⑤ 盗難防止装置（イモビライザーシステム、オートアラーム）
 - ⑥ ドライブレコーダー（前後方）
 - ⑦ パノラミックビューモニター（車の周囲 360° の映像を映すことができる。）
 - ⑧ デジタルインナーミラー（車両後方にあるカメラを使用して撮影している映像をミ
ラー上に表示する。）
- (2 1) その他
 - ① サイドバイザー：ドアに設置すること。
 - ② 赤外線カットフィルム：後席左右背面に設置すること。（ダークスモーク系色）
 - ③ ETC：セットアップを行うこと。
 - ④ カーナビゲーションシステム：36 か月間地図情報を無償更新できること。
 - ⑤ 車体コーティング：ガラス系コーティングを行うこと。
 - ⑥ ユニバーサルステップ：セカンドシートへの乗り降りがしやすいように、ステップ
高 250mm 以下のステップ補助を備えること。
 - ⑦ フロアマット：車両メーカー指定の運転に支障をきたさないフロアマットが付いて
いること。
 - ⑧ スタッドレスタイヤ：一式、保管サービス、季節での交換を含むこと。

- ⑨ スペアタイヤ又は車載パンク修理キット：一本又は一式備えること。
- ⑩ 登録番号：希望ナンバーとし、番号については機構と調整して決めること。

5. その他落札者が負担する費用の範囲

- (1) 新車登録等手続に要する費用（登録に係る諸税等についても契約に含める。）
- (2) 指定納入場所までの納入に要する費用
- (3) 賃貸借期間中における、法定点検整備、一般修理、緊急修理、消耗品代及びその工賃、油脂類交換及び補充、バッテリー交換、タイヤ交換を含む。

6. 想定走行距離

約 100 km/1 日（1 月 2,000 km 程度）

7. 納入期限

令和 8 年 7 月 13 日（月）

自動車検査証の登録をして、8. に指定の納入場所に納車すること。

詳細な納車日については、契約書締結後に機構企画管理部総務課担当職員（以下「機構担当者」という。）と調整すること。

8. 賃貸借物品の納入場所

東京都渋谷区西原 2-49-10

独立行政法人製品評価技術基盤機構本所

9. 契約不適合責任

本賃貸借の提供において契約不適合の事実を知った時から 1 年以内に、契約不適合が認められた場合又は機構担当者から問い合わせを受けた場合、速やかにその原因を究明し、機構担当者に報告するとともに、その原因の所在が請負者にある場合、請負者の責任において対策を講じること。また、それに要する費用も請負者でまかなうこと。

なお、契約不適合により第三者に与えた損害については、すべて請負者の責任において処理解決するものとする。

10. その他

- (1) 納入は、日時等について機構担当者と事前に綿密な打合せを行い、その指示に従い実施すること。
- (2) 本賃貸借の大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) グリーン購入法第 6 条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、機構が定めた方針（下記 URL を参照）を満たすこと。

<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyaku/kankyo/green26-1.html>

- (4) 機構担当者の指示に従い指定場所に搬入し、調整及びテストを行い使用可能な状態にし、機構担当者の確認を受けること。
- (5) 日本語による取扱いマニュアルを添付すること。
- (6) 賃貸借期間中、賃貸借車両に故障が生じた場合、その修理が完了するまでの期間、当仕様に準拠した代車を用意すること。
- (7) 車検及び法定点検時には仕様に準拠した代車を用意すること。
- (8) 車検、法定点検及び修理は、機構の近隣にある正規ディーラーで行うこと。
- (9) 問合せ窓口を設定し、機構担当者からの問合せ等に対応できるようにすること。
- (10) 以上のほか、仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時機構担当者の指示を仰ぐこと。
- (11) 天災その他やむを得ない事情により、令和8年度以降の機構の予算が確保できなかった場合、本調達を中止する場合がある。

以 上